

# 本部制

## 佐賀県

### ○ 取組の概要

枠配分された予算、定数、一定の職階層以下の人員配置の権限を各本部に移譲し、各本部が自律的に組織を経営。

### ○ 佐賀県の概要



#### 佐賀県の概要

##### 県庁所在地

● 佐賀県佐賀市城内1-1-59

##### 人口

● 873,978人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

## 〇 取組について

### 1. 取組の背景

佐賀県では、三位一体の改革の進展や厳しい行財政環境の下、多様化・高度化している県民ニーズや、食の安全などの新たな行政課題に対応し、県民満足度を高めるため、時代に合った新しい佐賀県庁づくり「県庁改進」に取り組んでおり、そこでは、「自律的に経営する行政システム」「イエスから政策検討を始める職員意識」「すべての職員が政策創造の主役になる県庁の組織風土」が目指されている。

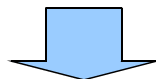
### 2. 取組の具体的内容

#### ■ 「組織改革」への取り組み

○佐賀県庁「改進」プランの中で、「組織改革」に関しては以下のような取り組みを実施している。

新しい課題に的確に対応し、県民視点に立った行政展開のしやすい組織とするため

組織改正を検討



平成16年4月に組織改正

- ・ 企画・経営機能の強化
- ・ 予算編成プロセスにおける各本部への権限移譲と事務の簡素化
  - ・ 人事管理権限の各本部への移譲
- ・ フラット化の試行による職員への権限と責任の付与を実施

現地機関のあり方を検討し、できるものから随時実施（平成17年4月～）

○この内、平成16年4月の「組織改正」については、以下の2点がポイントとなっている。

- ・ 供給者の視点から、生活者・消費者の視点へ
- ・ 各本部への権限の移譲

○これらの中で、各本部への権限の移譲（「予算編成プロセス」「人事管理権限」の各部局への移譲）が「本部制」につながる。

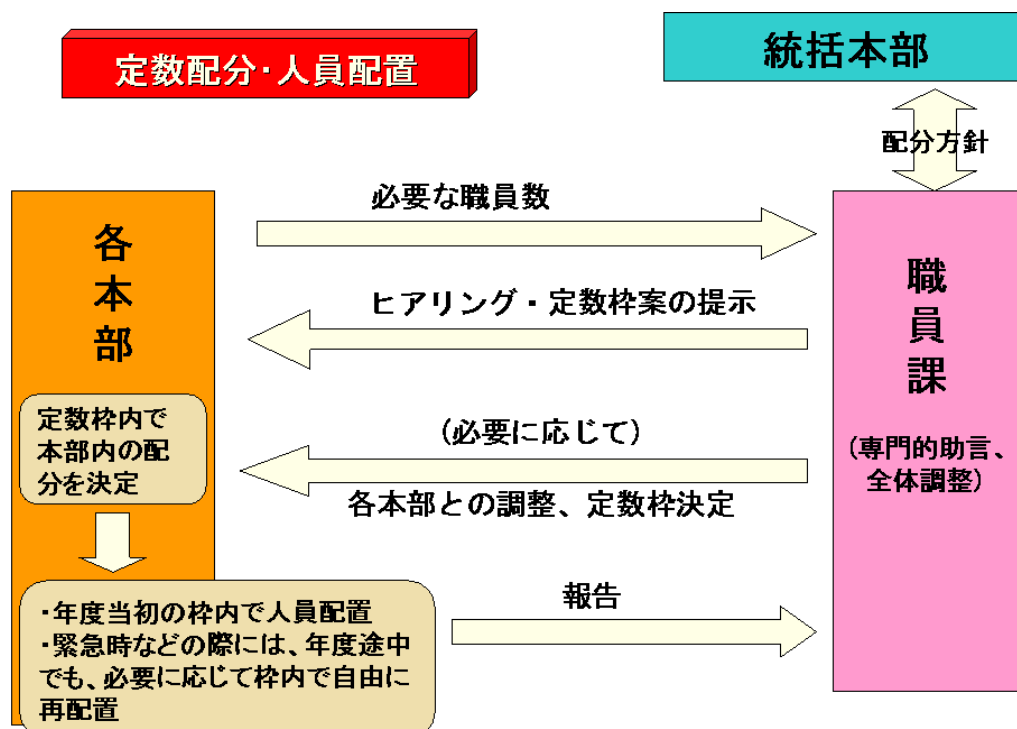
## ■本部制

○これまでは、総務部が予算や定数などを管理していたが、これからは各本部が自らの戦略と判断に基づいて自律的に経営を行うため、予算編成や定数配分・職員配置について、各本部への分権を進めた。具体的な取組内容は下記の通り。

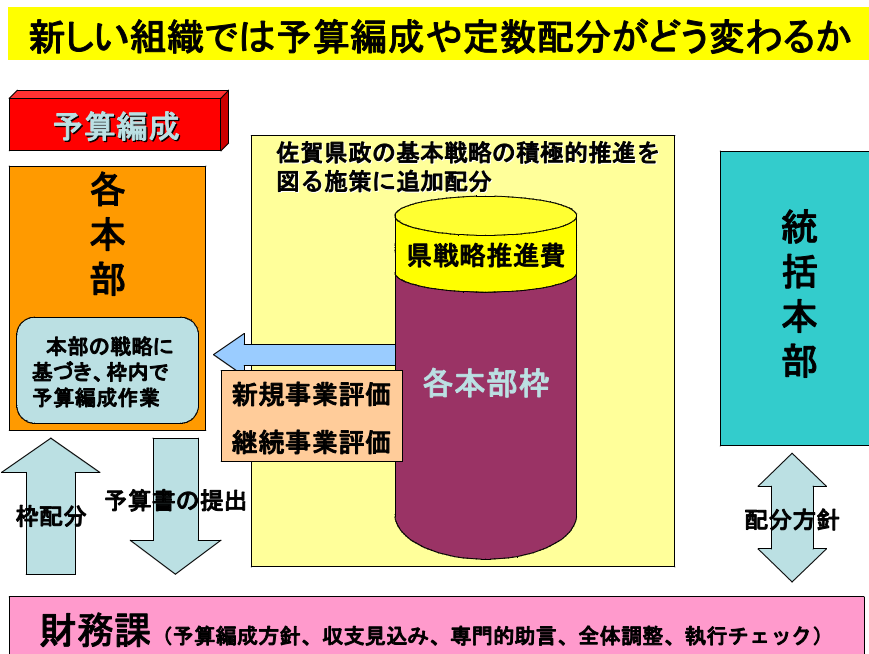
- 1) 各本部に予算や定数を枠配分。
- 2) 本部内の定数配分・人事配置（副課長以下）も各本部の権限。
- 3) 各本部の戦略に基づき、企画・経営グループを中心に経営資源を配分。
- 4) 財務課、職員課は各本部を支援。

○予算編成と定数配分については、知事の出席する幹部の会議で配分方針を定め、各本部枠に配分する。

○このような権限移譲により、年度途中でも、柔軟性を持って人員を配置できるようになった。新たな課題の出現などにより、各本部の特定の部門の重要性が増せば、本部長の権限で、他の部門から職員を移動配置することができる。（下図を参照）



- また、このような権限移譲により、本部の責任で事業を決定して実施できるようになった。各本部が戦略と判断に基づいて優先順位を決め実行でき、また与えられた経営資源範囲内であれば、本部判断で集中的な投資を行うことができる。その反面、各本部では予算がつかなかったとの言い訳ができなくなると共に、予算化した事業を実施することで成果が上がることを説明する必要がある。(下図表)
- なお、予算編成の前に主要な新規事業や継続事業については、事業評価(知事ほか幹部による二次評価を含む)を実施している。事業評価の結果、「実施見送り」となった事業は、予算として編成できない仕組みになっている。その場合でも、本部の予算枠には変更がないため、財源は他の事業に活用できることになる。



- そして、情報公開や説明責任は、各本部に直接求められるようになる。

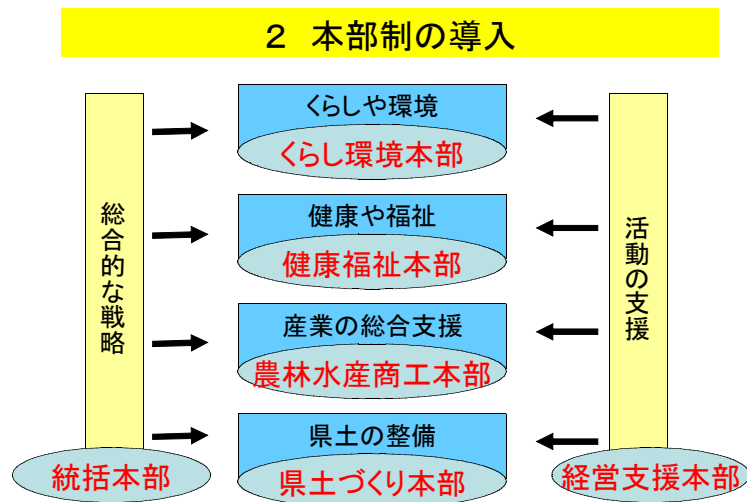
### 3. 取組にかかる事業費

- 特になし

### 4. 取組の体制

- 平成 16 年度から組織は、6 本部制となり、統括本部、くらし環境本部、健康福祉本部、農林水産商工本部、県土づくり本部、経営支援本部となる。

○なお、平成 15 年度の組織は、総務部、企画部、厚生部（環境生活局）、経済部、農政部（水産林務局）、土木部であった。



## 5. 取組の成果

○職員が県民の方をみて業務を実施するようになった。

○予算執行の効率化

## 6. 今後の課題

○予算・人事に関する権限がすでに本部に移譲されており、本部の責任で事業展開する必要があることに対する十分な職員の理解と実践。